

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………一
……………（福祉局子供・子育て支援部企画課）……………

○特定計量器定期検査の実施……………一
……………（生活文化スポーツ局計量検定所検査課）……………

○建築基準法による道路の指定の変更……………一
……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………二
……………（同）……………

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………二
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
……………（同）……………

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年九月十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別記第四十号様式中「心身の故障により保育士の業務を適切に行うことができない者」として厚生労働省令で定めるものに該当する」と「精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と「以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない」と「以上の刑に処せられた」と「又は児童福祉法施行令第4条で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年」を「の規定その他の児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年」に改め、同様式備考1及び6中「保育士登録証」を「保育士証」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第四十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第九百九十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計に限る。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年九月十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 検査地域 墨田区、足立区、葛飾区及び江戸川区
- 検査期日 令和五年十月十七日から同月三十一日まで
- 検査場所 特定計量器（皮革面積計に限る。）の所在の場所

●東京都告示第九百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第二項の規定による道路	令和五年八月三日	小金井市中町三丁目二千六百六の六の一部、同番六地先並	延長 四二・一〇 幅員 四・〇〇
-------------------	----------	----------------------------	------------------

びに二千二百二十九番五から同番九まで及び同番十三の各一部

●東京都告示第九百九十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区綾瀬七丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

●東京都告示第九百九十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、令和二年東京都告示第千四百九十九

号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条 第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町三丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年九月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するように提出してください。

令和五年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 (仮称)多摩川住宅商業施設整備事業
- 二 店舗所在地 調布市染地三丁目一番地八百十五号
- 三 設置者名 生活協同組合コープみらい
- 四 設置者住所 埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 生活協同組合コープみらいほか未定
- 六 新設をする日 令和六年三月二十九日
- 七 店舗面積の合計 二千六百四十八平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百十八台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百六十八台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 二百三十平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内ほか 二十・八一立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時三十分
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時から午後十一時まで
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗北東側

<p>十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯</p> <p>令和五年七月二十八日</p>	<p>十七 届出日</p> <p>令和五年七月二十八日</p>	<p>十八 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>十九 縦覧期間</p> <p>令和五年九月十一日から令和六年 一月十一日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。</p>	<p>二十 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>(仮称)神宮前六丁目地区第一種 市街地再開発事業</p>	<p>二 店舗所在地</p> <p>渋谷区神宮前六丁目千番</p>	<p>三 設置者名</p> <p>神六再開発株式会社</p>	<p>四 設置者住所</p> <p>渋谷区神宮前六丁目二十八番四号</p>	<p>五 小売業を行う者の 氏名又は名称</p> <p>未定</p>	<p>施設の位置及び 容量</p> <p>十二 小売業を行う者 の開設時刻</p> <p>午後六時十五分</p> <p>十三 小売業を行う者 の閉店時刻</p> <p>午後十時四十五分</p> <p>十四 来客が駐車場を 利用することが できる時間帯</p> <p>午前六時から午後十一時まで</p> <p>十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置</p> <p>一箇所 店舗南側</p> <p>十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯</p> <p>午前六時から午後十一時まで</p> <p>十七 届出日</p> <p>令和五年八月二十八日</p> <p>十八 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十九 縦覧期間</p> <p>令和五年九月十一日から令和六年 一月十一日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。</p> <p>二十 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があったので、同条第三項において</p>	<p>六 新設をする日</p> <p>令和六年四月二十九日</p>	<p>七 店舗面積の合計</p> <p>六千六百六十九平方メートル</p>	<p>八 駐車場の位置及び 収容台数</p> <p>店舗内 五十九台</p>	<p>九 駐車場の位置及び 収容台数</p> <p>店舗内 二百二十一台</p>	<p>十 荷さばき施設の位 置及び面積</p> <p>店舗内 百三十九平方メートル</p>	<p>十一 廃棄物等の保管</p> <p>店舗内 二十二・一一立方メートル</p>
<p>準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、令和五年九月十一日から四月以内に東京都産業労 働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)に到着するよう提出してください。 令和五年九月十一日</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 店舗名</p> <p>鈴木ビル</p>	<p>二 店舗所在地</p> <p>狛江市東野川三丁目一番六号</p>	<p>三 設置者名</p> <p>鈴木 利一</p>	<p>四 設置者住所</p> <p>狛江市西野川一丁目十三番三十号</p>	<p>五 変更前の駐車場の 位置及び収容台数</p> <p>敷地東側 百二十台</p>	<p>六 変更後の駐車場の 位置及び収容台数</p> <p>敷地東側 六十六台</p>	<p>七 変更前の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置</p> <p>二箇所 敷地南側</p>	<p>八 変更後の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置</p> <p>一箇所 敷地南側</p>	<p>九 変更日</p> <p>令和六年四月十一日</p>	<p>十 届出日</p> <p>令和五年八月十日</p>	<p>十一 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>				

十二 縦覧期間

令和五年九月十一日から令和六年一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

